評価書(個票)

事務・事業名	 産業医の研修	担当課	労働基	
□ 争伤 * 争未位 □	産業医の切修	[担当誅 (担当課長)		年尚 生部労働衛生課
			(武田	康久)
根拠法令等	労働安全衛生規則(昭和47年	年労働省令第32	類型	講習研修
	号)第14条第2項第1号、		~~ <u> </u>	H. I W. I
	労働安全衛生法及びこれに基 [・]	づく命令に係る登	指定等	指定
	録及び指定に関する省令(昭和	和47年労働省令	の形態	
	第44号)第1条の2の16月	から第1条の2の		
	44まで			
	労働安全衛生法及びこれに基づ			
	録及び指定に関する省令第19			
	項第3号の規定に基づき厚生的	• • • • • • •		
	産業医研修の研修科目の範囲、 間(平成21年厚生労働省告:	-		
	│間(平成21年厚生ガ働自己) │労働安全衛生法及びこれに基			
	項第3号の規定に基づき厚生			
	産業医実習の実習科目の範囲			
	1年厚生労働省告示第137	号)		
事務・事業の	労働安全衛生法(昭和474	年法律第57号)第	13条第1項	頁に基づき、事業者
概要	に対し、50人以上の労働者を			
	任し、その者に労働者の健康管			
	の健康管理等が適切に行われ	· · · — · · · · — ·		· · - · · ·
	必要な医学に関する知識につ	いて一定の要件を	備えた者でな	にければならないも
	のとしている。 大東郊 東番は 音巻医にき	シケナね トニレナフ	医性ナ製魚の	- 兴县老の伊古笠
	本事務・事業は、産業医に過			
事務・事業の	理等を行うのに必要な医学に 労働安全衛生法第13条第			
日 目的	カ働ダ王闸エ広第「3末第 うのに必要な医学に関する知			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	いものとしているため、本研			
	ことを目的とする。	y 1,1 = 00 0 0 1 m/y		zwe www.
関連する	基本目標Ⅲ ディーセントワー	ークの実現に向けて	、労働者が多	安心して快適に働く
政策目標	ことができる環境を整備する			
	施策大目標2 安全・安心な			
	施策目標2-1 労働者の安全		、労働者が安心	いして働くことがで
日本ナフ	きる職場づくりを推進すること	<u>ح</u>		
関連する 業績指標	_			
未積11倍 上				
日標値等				
L 日 保 に サー				
の状況	別紙のとおり。			
	33,120 ** = 60 7 6			
 指定・登録等の	 特になし。			
指定・豆 <u>球寺の</u> 基準に対する	1寸になし。			
よくあるお問い				
合わせと回答				
料金等・積算根	別紙のとおり。			
拠	_ W _ A Mark 1 = - 12			
■ 野務・事業の実	〇労働安全衛生規則第14条	第2項第1号関係		

績

●実績(平成27年度)

研修修了者数

公益社団法人日本医師会分 2, 401人 学校法人産業医科大学分 996人

- ●事業収入(平成27年度)
 - 公益社団法人日本医師会分 227,705千円 学校法人産業医科大学分 80,143千円
- 〇労働安全衛生規則第14条第2項第2号関係
 - ●実績(平成27年度)

年間履修者数 101人

●事業収入(平成27年度)

44,722,255千円(学校法人産業医科大学の収入の総額。)

国からの補助金 等

〇補助金・委託費等(平成27年度): 3, 238, 478千円 内容:金額は学校法人産業医科大学に対する「国庫補助金」の総額。

事務・事業の見 直し状況(これ までの検証)

〇労働安全衛生規則等の改正(平成21年改正)

本研修を実施する法人に対する国の関与について、透明性、厳格性等を確保するため、産業医になるための必要な研修等を指定するのではなく、産業医研修等を実施する法人を指定するとともに、当該指定基準の基本的な事項、厚生労働大臣に対する報告、法令に違反した場合の指定の取消しに係る規定を省令で定める等、所要の法令の整備を行った。

事務・事業の必 要性等・有効性

○事務・事業の必要性

労働者の健康管理等が適切に行われるためには、事業場の産業保健活動の中心的な役割を担い、労働者の健康管理等を行う産業医に一定の専門的知識を付与する研修等が必要である。

○事務・事業の妥当性

本研修では、職業性疾病の防止、メンタルヘルス対策等労働者の健康管理を行う産業医に必要な知識を習得できるよう幅広く研修テーマが設定されていること、また、指定法人が研修等により利益を得ていないことから、適切である。

○事務・事業の有効性

労働安全衛生法では職場における労働者の安全と健康を確保することを目的に、産業医の選任等を義務づけているので、本研修等は、「労働者が安全で、健康に働ける職場を確保」することに一定の効果を有する。

事務・事業の執行体制の妥当性

〇指定等を行う妥当性

労働安全衛生法第13条第1項に基づき、事業者に対し、50人以上の労働者を使用する事業場ごとに産業医の選任を義務づけていることから長期的に産業医を養成する必要があるため、国が単年度契約により研修を実施するよりも、一定の質を担保した上で、日常的に産業保健の推進のための活動を行っている法人が研修等を実施した方が長期的な産業医の養成には効果的である。

○事務・事業実施主体の適格性

●指定等の基準の妥当性

医師を対象にした産業医学に関する研修等は非常に高い専門性が必要であり、登録制度とした場合にその要件を具体的に定めることが困難であること、また、産業医は事業場の産業保健活動の中心的な役割を担っているが、実施機関の乱立により研修等の質の低下や労働者の健康管理等が不十分になることを避けることから指定制度としているため、登録制度への移行は適当でない。

なお、省令において指定法人から研修等が適正に行えない事業計画や収支 予算書が提出された場合には、改善を勧告し、この勧告に係る措置を講じて いないと認められるときは、指定を取り消すことができるとしているので、 省令の指定等の基準は妥当なものである。

●実施主体としての指定等法人の適格性

指定法人は、本研修等以外にも産業医に対する研修等を実施しているので、

	本研修等を行う能力を十分に有している。 なお、指定法人である公益社団法人日本医師会は、「医道の高揚、医学及び 医術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉を増進すること」 を目的とし、学校法人産業医科大学は、「教育基本法及び学校教育法に基づき、 医学及び看護学その他の医療保健技術に関する学問の教育及び研究を行い、
	労働環境と健康に関する分野におけるこれらの学問の振興と人材の育成に寄
	与すること」を目的としている。
評価結果の総括 (現状分析(事 務・事業の評価) と今後の方向 性)	本研修等が産業医の選任や事業場の労働者の健康管理等に寄与していること、 指定法人が本研修等を適切に運営していることから、現行制度により引き続き産 業医の養成を図ることが必要である。
備考	

別紙

合計2法人

- ・公益法人(1法人)
- ・学校法人(1法人)

法人名	指定等の時期	連絡先(TEL)	料金等・積算根拠		
公益法人 (1法人)					
公益社団法人日本医	平成 2 1 年 3 月	03-3946-2121	地域特性を考慮した実務的・専門		
師会	3 1 日		的・総合的な研修も含まれており、		
			受講する地域によって料金が異な		
			る。		
学校法人(1法人)					
産業医科大学	平成 2 1 年 3 月	093-603-1611	〇労働安全衛生規則第14条第2項		
	3 1 日		第 1 号関係		
			●産業医学基本講座		
			料金 210,000円		
			●産業医学基礎研修会(夏期集中		
			講座)		
			料金 80,000円		
			〇労働安全衛生規則第14条第2項		
			第2号関係		
			料金 30,490,000円(医		
			学部の学生納入金の6年間合計額)		